

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（ ）  
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 財政悪化リスク相当額の算定方法に係る関係通知の改正（案）  
について（パブリックコメント）

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は、2019年11月21日、「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の改正に伴う関係通知の改正（案）」を公表し、パブリックコメント手続き（12月20日まで意見募集）に付しました。

現在、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論されている「DBの各種手続の簡素化」の一環として、DBの財政悪化リスク相当額の算定方法を定めた、「リスク算定告示」の改正案に関して、先に11月30日までパブリックコメント（※）が行われております。今回は、簡素化される承認手続の詳細内容を定めるために関係通知の改正を行う趣旨とされています。

※「リスク算定告示」の改正案に関するパブリックコメントの内容

（財政悪化リスク相当額の特別算定方法に係る承認手続の簡素化について）

[http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/266\\_nenkin\\_magazine\\_20191101.pdf](http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/266_nenkin_magazine_20191101.pdf)

今回の改正案の概要は以下のとおりです。

1. 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正

『厚生労働大臣の承認が必要な特別算定方法』と『厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法』について、満たすべき事項が示されました。当該事項の概要は、それぞれ以下のとおりです。

(1) 『厚生労働大臣の承認が必要な特別算定方法』について満たすべき事項

- ①給付に要する費用の予想額（給付現価）から掛金の予測額の現価と積立金を控除した額の20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額を算定するものであること。
- ②価格変動リスク（注1）を考慮するものであり、負債変動リスク（注2）について所定の条件を満たすものであること。
- ③信頼できるデータ、情報及び手法として所定の条件を満たすものであること。

（注1）価格変動リスク

…資産の運用結果により積立金の額が変動することで、積立不足が生じるリスク

（注2）負債変動リスク

…予定利率等の基礎率の変動に伴い債務が変動することで、積立不足が生じるリスク

(2) 『厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法』について満たすべき事項

以下に掲げる方法ごとに、それぞれ所定の条件を満たす必要があること。

- ・価格変動リスクを政策的資産構成割合に基づき算定する方法
- ・価格変動リスクを権利義務承継、確定拠出年金への移換、事業所追加等を理由に積立金の額が増減する場合にそれを織り込み算定する方法
- ・負債変動リスクとして予定利率が1%低下した場合の債務の増加リスクを見込む方法

(3) その他、リスク算定告示の改正に伴い、各種様式等について所要の改正を行うこと。

2. 「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」  
(以下、「特例的扱い通知」)の一部改正

実施事業所の増加に伴う財政悪化リスク相当額の増加額に基づいて、当該実施事業所のリスク対応掛金を算定する場合の算定に係る取扱いは、リスク算定告示の改正(※上記パブリックコメントに付された内容)に伴い、当該告示に基づくことが示されました。

また、適用期日等については、以下のとおりとされています。

- ・ 発出日：令和元年 12 月下旬予定
- ・ 適用日：発出日

(なお、令和 2 年 3 月 31 日以前に規約の承認及び認可に係る申請を行うものは、改正前の通知によることができるものとする。)

- 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成 28 年厚生労働省告示第 412 号)の改正に伴う関係通知の改正(案)に関する御意見募集(パブリックコメント)について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190284&Mode=0>

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～  
<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等  
(Daily市場レポート、臨時市場レポート、第1特約運用状況) をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)